地域向け

ショートステイを利用してみませんか

短期入所（ショートステイ）を利用できる方

袖ケ浦市、市原市、木更津市、
君津市、富津市在住で
療育手帳（A1,A2,B1,B2）をお持ちの
満18歳以上の知的障害の介護者が、
以下のような事情により、
介護が困難になった場合に
ご利用いただけます

定員に空きがあるかお問い合わせください。
A2の方は、事前に身体の障害について確認をさせていただきます。

- 入院・不測の事故
- 冠婚葬祭
- 心身の疲労や病弱
- 介護者の休息

こんな時、是非ご利用ください！

電車・バスの場合

内房線姉ヶ崎駅下車（東口）③バスのりば
日東バス
桜台団地 行き　**深城**　下車
茅野 行き　**都立福祉園**　下車

車の場合

姉ヶ崎袖ケ浦インターを降りて姉ヶ崎方面へ

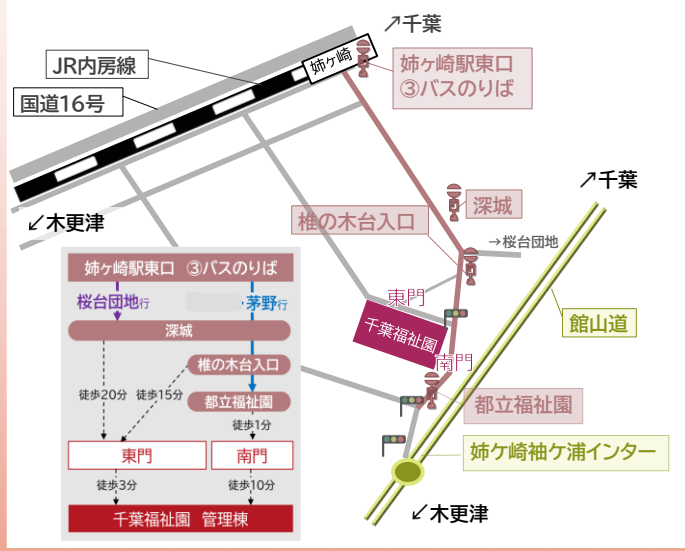

〒299-0241　千葉県袖ヶ浦代宿8番地

お問い合わせ先
（女性の入所者の方）生活支援第2グループ
0438(62)6487
（男性の入所者の方）生活支援第5グループ
0438(62)5382

事前の見学や相談もお気軽にどうぞ！

ホームページ
https://www.jigyodan.org/chiba/service/short_stay

障害者支援施設
社会福祉法人　東京都社会福祉事業団
東京都千葉福祉園

定員
定員6名のうち、1名分を地域枠として利用できます。
＊ただし、空きがある場合に限ります。

利用期間
サービスの支給決定期間内で、
1泊から1週間程度利用できます。

申し込み
お住いの地域を管轄する福祉事務所にご相談下さい。
短期入所に必要となる「障害福祉サービス受給者証」
の発行、またはサービスの支給決定がされます。
相談の際に当園の利用についてお伝え下さい。

利用に際して
安全で快適な生活をして頂くために、
事前に生活状況や医療面（健康面）の
情報提供をお願いしております。

費用
原則サービスに要した費用の1割
その他、食事等のご負担をお願いしております。
※個別減免を受けている方は、負担額が減免されます。

食費実費

1日あたり　**1570** 円

（朝食 270 円、　昼食 650 円、夕食 650 円）

滞在費（光熱水費）

1日あたり　**70** 円

短期入所中の歯科診療
週に4日、担当の歯科医が診療を行います。
嚥下に関する相談も受けられます。